

## 東京医療保健大学医療保健学部図書委員会規程

### (設置)

第1条 医療保健学部の学修が推進できるよう図書を充実させ、活用することを目的に、医療保健学部図書委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員。
- (2) 経理財務部長及び教務部長。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

### (審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 図書などの整備に関すること。
- (2) 図書館の運営に関すること。
- (3) 図書館ホームページに関すること。
- (4) その他。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、医療保健学部・研究科運営会議において任命する。

### (議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

附 則 本規程は平成23年7月20日から施行する。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。